

持続的な污水处理システム構想に 向けた都道府県構想策定マニュアル

平成26年1月

国 土 交 通 省
農 林 水 産 省
環 境 省

まえがき

平成 24 年度末の汚水処理人口普及率が 88%を超え、残された地域に一刻も早く汚水処理施設を整備する必要がある。一方、既整備地区の増大した汚水処理施設ストックの老朽化対策や改築・更新が求められている。そこで、より効率的な汚水処理施設の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくため、都道府県構想の一層の見直しを図る必要があることから、汚水処理を所管する 3 省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、「都道府県構想策定マニュアル検討委員会（委員長：古米 弘明 東京大学大学院教授）」を設置し、『持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル』をとりまとめた。

本マニュアルにおける主なポイントは下記のとおりである。

- ①時間軸の観点を盛り込み、中期（10 年程度）での早期整備と共に、長期（20～30 年）での持続的な汚水処理システム構築を目指す。
- ②中期的なスパンとしては、汚水処理施設の整備区域は、経済比較を基本としつつ、時間軸等の観点を盛り込んだ。汚水処理施設の未整備区域について、汚水処理施設間の経済比較を基本としつつ、10 年程度を目途に汚水処理の「概成」（地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること）を目指した、より弾力的な手法を検討する。
- ③長期的なスパン（20～30 年程度）では、新規整備のみならず既整備地区の改築・更新や運営管理の観点を含める。
- ④なお、整備・運営管理手法については、住民の意向等の地域のニーズを踏まえ、水環境の保全、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用、汚泥の利活用の可能性、災害に対する脆弱性等、地域特性も総合的に勘案した上で、各地域における優先順位を十分検討した上で選定する。

本マニュアルは、都道府県が市町村と連携して、着実に実行可能な都道府県構想を策定するための一般的な検討手順や内容を示したものであり、各地域のニーズに応じた独自の検討を行うことで、さらに実効性のある都道府県構想を策定していただければと考えている。

その他、先進的な事例等、策定にあたって参考となる事例については事例集として、本マニュアルに提示した資料の根拠や目標値のベンチマーク（指標）に関する資料等については資料編として記載したので、地域の実情等を踏まえた都道府県構想を策定する上での参考とされたい。

本マニュアルを持続的な汚水処理システムの構築に向けての一助としていただきたい。

平成 26 年 1 月

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
農林水産省農村振興局整備部
水産庁漁港漁場整備部
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル

○都道府県構想の目的

市街地のみならず農山漁村を含めた市町村全域において、各種汚水処理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、地域のニーズを踏まえ、適切な役割分担の下、計画的に実施していくために、都道府県が市町村と連携して策定(平成7年の3省通知に基づく制度)。

●新しいマニュアルのポイント

- ① 人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、都道府県構想の徹底した見直しを加速させるため、汚水処理を所管する国土交通省、農林水産省、環境省の3省統一して作成した初のマニュアル。
- ② 汚水処理施設の整備区域の設定は、経済比較を基本としつつ、時間軸等の観点を盛り込むこととした。
 - ・今後10年程度を目標に、「地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」(概成)を目指し、効率的かつ適正な整備手法の選定(図 - 1 上段)を行うとともに、アクションプランでは早期整備の観点から弾力的な対応を検討する(図 - 1 中段)。
 - ・水環境の保全(高度処理の必要性、早期整備による水環境改善等)、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用(農業用水としての再利用等)、汚泥の利活用(エネルギー利活用及び堆肥化による農地への利用等)の可能性、災害に対する脆弱性などの地域特性、住民の意向、人口減少等の社会情勢の変化も勘案する。
- ③ 持続可能な汚水処理の運営を行うため、未整備地区の整備手法だけでなく、長期的(20~30年)な観点から既整備地区の効率的な改築・更新や運営管理手法についても併せて検討することとした(図 - 1 下段)。

持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル

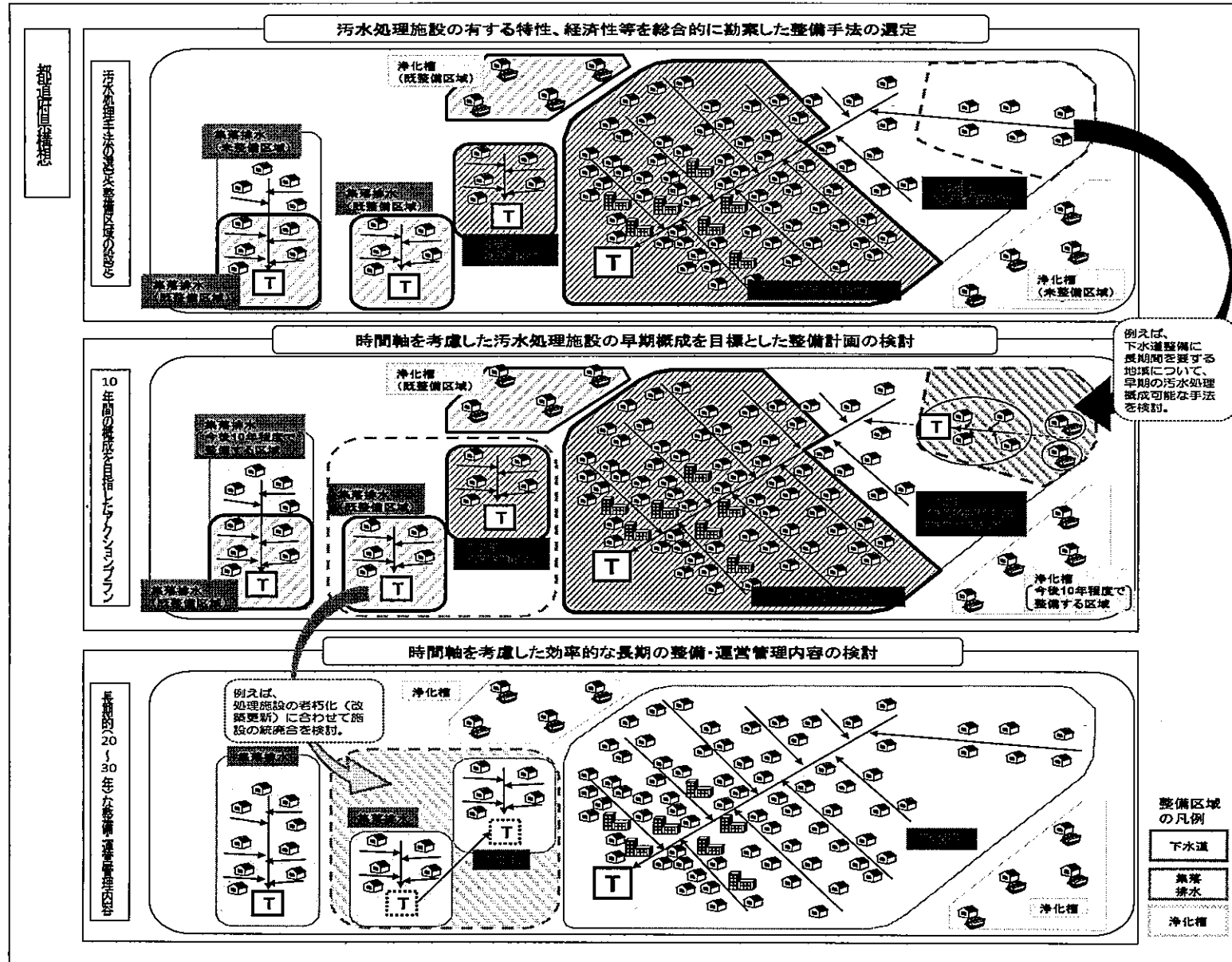


図-1 時間軸を考慮した汚水処理施設整備手法の概念